

令和6年4月臨時会(4月18日開会・閉会)

## 池田町議会会議録

## 令和6年4月池田町議会臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号（4月18日）	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会及び開議の宣告.....	5
諸般の報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
町長あいさつ.....	7
町長施政方針.....	7
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
日程の追加.....	12
懲罰特別委員会の委員長報告について.....	13
町長あいさつ.....	18
閉会の宣告.....	19
署名議員.....	21

池田町告示第40号

令和6年4月池田町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月5日

池田町長 矢 口 稔

1.期 日 令和6年4月18日(水) 午後2時30分

2.場 所 池田町役場議場

- 3.付議事件
- 1) 池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 2) 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 応招・不応招議員

### 応招議員（11名）

1番	矢口結以君	2番	三枝三七子君
3番	安部誠君	4番	山崎正治君
5番	大厩美秋君	6番	中山眞君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	横澤はま君		

### 不応招議員（なし）

令和 6 年 4 月 臨時町議会

( 第 1 号 )

## 令和6年4月池田町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和6年4月18日(木曜日)午後2時30分開会

#### 諸般の報告

報告第 6号 議席の変更について

報告第 7号 総務福祉委員会及び特別委員会の委員の選任について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 町長施政方針

日程第 5 議案第21号 池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 6 議案第22号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑、討論、採決

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

追加日程1 懲罰特別委員会の委員長報告について

上程、説明、質疑、討論、採決

#### 出席議員(11名)

1番 矢口結以君

2番 三枝三七子君

3番 安部誠君

4番 山崎正治君

5番 大厩美秋君

6番 中山眞君

7番 大出美晴君

8番 和澤忠志君

9番 薄井孝彦君

10番 服部久子君

11番 横澤はま君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢口稔君	教育長	山崎晃君
総務課長	宮澤達君	住民課長	寺嶋秀徳君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	下條浩久君
建設水道課長	山本利彦君	会計管理者兼 会計課長	丸山光一君
学校保育課長	井口博貴君	生涯学習課長	大澤孔君
総務課長補佐 兼総務係長	滝沢健彦君		

事務局職員出席者

事務局長	山岸寛君	事務局書記	矢口富代君
------	------	-------	-------

開会 午後 2時30分

#### 開会及び開議の宣告

議長（横澤はま君） こんにちは。

若草が目にも鮮やかにもえた折、令和6年4月池田町議会臨時会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年4月池田町議会臨時会を開会します。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で、不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして、議長において会議録を修正させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

3月10日の池田町議会議員補欠選挙において、安部誠議員が当選されました。

安部議員に自席にて、簡単な自己紹介をお願いいたします。

安部議員。

3番（安部 誠君） 皆さん、こんにちは。

3月の補欠議員選挙で初当選いたしました池田町南台の安部誠でございます。先輩議員や役場の皆様のお力を借りながら、精いっぱい議会活動に努めていきたいと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 諸般の報告

議長（横澤はま君） 諸般の報告を行います。

報告第6号 議席の一部変更について。

議席を3月18日に変更しましたので、変更した議席を報告します。

3番に安部誠議員、4番に山崎正治議員、5番に大厩美秋議員、6番に中山眞議員、以上

のとおり報告いたします。

報告第7号 総務福祉委員会及び特別委員会の委員の選任について。

欠員となっていた総務福祉委員及び予算決算特別委員、議会改革等推進特別委員に、3月18日付で安部誠議員を選任しましたので、報告します。

以上で報告を終了します。

#### 会議録署名議員の指名

議長（横澤はま君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番、安部誠議員、4番、山崎正治議員を指名します。

#### 会期の決定

議長（横澤はま君） 日程2、会期の決定を議題とします。

会期・日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願っております。

議会運営委員長から報告を求めます。

中山眞議会運営委員長。

〔議会運営委員長 中山 眞君 登壇〕

議会運営委員長（中山 眞君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

4月18日に開催しました議会運営委員会において、令和6年4月池田町議会臨時会の会期及び議事日程について協議いたしました。

会期は本日4月18日の1日間とし、議事日程は、告知の案件のほか、懲罰特別委員会の委員長報告を追加日程に加え、お手元に配付のとおりといたしましたので、よろしく申し上げます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

以上。

議長（横澤はま君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本臨時会の会期・日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙会期日程案のとおりと決定しました。

#### 町長あいさつ

議長（横澤はま君） 日程3、町長あいさつ。

矢口稔町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

町長（矢口 稔君） 4月議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、4月議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただき御礼申し上げます。

私は3月の選挙において、町民の皆様から負託をいただき、このたび第20代の町長に就任いたしました矢口稔であります。

池田町を次世代に引き継ぐために将来ビジョンを示し、直接町民の皆様からお聞きした課題に目を向け、解決に向かっていくことをここにお誓い申し上げます。

また、議会の皆様とも、政策議論を通じて、よりよい池田町のあるべき姿を探求してまいります。よろしくお願いいたします。

今議会に提案いたします議案等は、条例案件2件であります。提案いたします議案につきましては、十分御審議をいただき、御決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

#### 町長施政方針

議長（横澤はま君） 日程4、町長施政方針を求めます。

矢口稔町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

町長（矢口 稔君） 町長就任に当たり、私の政策とともに、令和6年度における施政方針を述べさせていただきます。

公正と透明性について。

私は、町民の皆様に分かりやすい町政を届けるため、意思決定には公正と透明性を第一に考えます。隠れた動機や利益を排除し、いかなるハラスメントにも許さない覚悟で臨みます。

また、公開性という観点において、町長室も定期的に開放する予定であります。また、町公式ホームページにおいて、町長日程と町長交際費の公開も順次取り組んでまいります。

歴史と文化、感謝の気持ちを忘れずに。

池田町は、田園風景と地域のシンボルである有明山を望む景観のすばらしい町であります。春には桜仙峡などに代表されるヤマザクラ、秋には七色大カエデの紅葉、冬には雪化粧した北アルプスと、四季を通じて私たちを楽しませてくれる風景があります。

かつては塩の道の宿場町として栄え、歴史と文化も色濃く残されています。特に、クラフトパークからの眺めは最高です。池田町に暮らしたどの時代の人々も、この景色を見て暮らし、癒やされてきました。

このように貴重な風景を財産として残してくれた先人や先輩方の功績に感謝し、町の発展のために貢献していただいている全ての方への感謝の気持ちを忘れずに、町政に取り組みます。

町の課題解決へのチャレンジを述べさせていただきます。

まずは、人口減少を食い止めるといった視点であります。まず取り組むのは、人口増へ向けた取組であります。

二十歳の集い、かつては旧成人式と言われておりましたけれども、に合わせて、里帰り支援事業を始動してまいります。一旦町を離れた若者が里帰りして、町に住み続けるための施策をはじめ、移住・定住に係る補助金など人口減少を食い止める施策を、効果を見極めながら、スピード感を持って実行してまいります。

2つ目には、池田町らしい子育て支援についてであります。

子供たちの教育大綱として、子どもがまんなか保小中15年プランが作成されております。

かつて江戸時代には、池田学問所が開設されておりました。地域の子供は地域で育てる精

神が今も受け継がれています。これからもその精神を継承し、教育委員会と連携しながら、子どもたちが生まれてから育つ過程で、切れ目のない相談支援体制を再構築して、池田町らしい子育て支援を充実させてまいります。

次に、特色ある産業の振興についてであります。

農業を守ることは、北アルプスを望む景観を守ることに繋がります。今ある農業の課題の一つである担い手の確保問題も、地域計画を策定し、持続可能な農業の実現を目指します。そのためには、長期的視点に立った取組が必要です。現場の農業者の皆さんの声を聞き、将来目指す町の農業の在り方を皆さんと一緒に作り上げます。

また、商工業の発展のため、商工会を中心とした皆さんの協力をいただきながら、課題の本質を見極めて、現場第一主義で、一つ一つの課題解決を前向きに取り組んでまいります。

次に、見通しを持った財政へについて述べさせていただきます。

ふるさと納税を強化し、基金積立の増加を目指します。財政の健全化に向けて、行財政改革推進委員会の答申を踏まえ、令和8年度までは財政緊急対応期間として対応します。

全ての事業は実施計画を基本としますが、公約に掲げた行政のデジタル化、いわゆるDX、そして自治会負担の軽減などは、財政に影響を及ぼさない範囲において、すぐに取り組んでまいります。同時に、行政の事務事業の見直しも並行して行い、スリムな行政運営を行ってまいります。できる限り財源を自ら見つけ出し、稼ぐ町への体質改善を目指します。

続いて、健康長寿・福祉のまちについてであります。

池田町は、国民健康保険特定健診受診率が全国トップクラスを維持しています。私も一町民として、自らの健康管理に努めます。何をやるにも体が資本であります。

また、誰もが生き生きと暮らせるよう、高齢者、障害者の福祉の充実にも力を入れてまいります。みんなが主役の池田町を目指します。

最後に、みんなのミライのために。

様々な課題について述べさせていただきましたが、町の課題は、まだまだ言い尽くせないものがあります。「安全と安心」をキーワードに、今後も議会、そして町民の皆様との対話を大切にして、みんなの未来のために行動してまいります。

以上が、私の1年目の主な政策と施策方針であります。引き続き御意見や御要望等をお寄せいただき、よりよい池田町のために御協力を賜りたく、お願いを申し上げます。

以上です。

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（横澤はま君） 日程5、議案第21号 池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口稔町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

町長（矢口 稔君） 議案第21号 池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、同法の別表2が廃止され、その内容が主務省令で定められることに伴い、新たに特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報に定義されることを踏まえて、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（横澤はま君） これをもって、提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して、反対討論がありますか。

薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 反対の立場から討論させていただきます。

マイナンバー制度は、国民に生涯変わらない12桁の番号づけをし、様々な機関に所属する各人の個人情報を集め、見ることができるようにするもので、2015年10月に番号づけが行わ

れ、翌年から希望者にカードが交付されています。そして、健康保険証とマイナンバーカードを一体化するマイナ保険証を進めているわけですが、トラブルが続発しておりまして、一旦立ち止まって見直せという声が非常に多くあります。

しかし、政府は振り返ろうとはいたしません。さらに、運転免許証の一体化などのカードの取得強化が狙われております。

マイナンバーカードには、各人の所得、資産、社会保障などのたくさんのデータがひもづけられており、マイナンバー制度は、それらの情報を国が把握し、国民への徴収強化と給付削減を意図したものであります。また、様々な個人情報を企業が無断で使えることにより、大企業の利益の確保を意図したものであります。

このようなマイナンバー制度は、町民のためにはなりません。したがって、法律そのものがおかしいと思いますので、条例には賛成しかねます。

以上です。

議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して、賛成討論がありますか。

〔発言する人なし〕

議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して、反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

議長（横澤はま君） これをもって、討論を終了します。

議案第21号を挙手により採決いたします。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（横澤はま君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（横澤はま君） 日程6、議案第22号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

矢口稔町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

町長（矢口 稔君） 議案第22号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正により拡充された被害者の条件を入居者の資格の特例として追加するため、改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（横澤はま君） これをもって、提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して、反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して、賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） これをもって、討論を終了します。

議案第22号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程の追加

議長（横澤はま君） お諮りします。

追加案件として、懲罰特別委員会の委員長報告についてを日程に追加して、議題としたい

と思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 懲罰特別委員会の委員長報告について

議長（横澤はま君） 追加日程 1、懲罰特別委員会の委員長報告についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、和澤忠志議員の退場を求めます。

〔 8 番 和澤忠志君 退席 〕

議長（横澤はま君） 懲罰特別委員会の報告を求めます。

薄井孝彦懲罰特別委員長。

〔懲罰特別委員長 薄井孝彦君 登壇〕

懲罰特別委員長（薄井孝彦君） それでは、懲罰特別委員会の報告をさせていただきます。

懲罰特別委員会に付託されました和澤忠志議員に対する懲罰についての審査が終了しましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

1つ、本年3月定例会の2月9日本会議における議案第12号 池田町一般会計補正予算（第11号）の三枝三七子議員質疑中における和澤忠志議員の「ばか」発言に対し、2月10日に三枝議員から、侮辱を受けたので、地方自治法第133条に基づき、議長宛てに和澤議員への処分要求書が提出されました。

2つ、3月定例会最終日の2月27日、処分要求書が議題とされ、懲罰特別委員会が設置され、6人の委員を選出しました。同日、第1回特別委員会が開かれ、委員長に私、薄井孝彦、副委員長に矢口結以議員を選出しました。

その後、3回の委員会を開催し、令和6年4月5日の第4回委員会において、和澤忠志議員への懲罰は、地方自治法第135条第1項に基づき、戒告に決定しましたので、報告いたします。

次に、その経過を順次報告いたします。

3月7日に第2回特別委員会を開催し、委員会の進め方を話し合い、以下の4点を決定し

ました。

- 1、委員会は公開で行うこと。
- 2、委員会議事録は町のホームページにて公開していくこと。
- 3、より公正な審査をするため、委員会調査として、本件についての見解を法律の専門家、大学教授などから聞く調査を行うこと。
- 4番目、委員会傍聴者・マスコミ関係者には、町議会傍聴規則第9条に準じ、写真撮影・録音・録画を許可しないこととあります。

次に、3月14日の特別委員会について報告します。

3月14日午前10時から11時17分、町議会協議会室にて、第3回特別委員会を開催しました。傍聴者は10名でした。

委員会では、三枝・和澤両議員を呼び、両議員の陳述を行い、陳述に対する委員からの質疑を行いました。

三枝議員の質疑では、三枝議員が2月26日に提出した3月定例会での和澤議員の暴言に対するの申入れ書の提出理由を問われ、三枝議員は、情報の共有化と議場において守らなければいけない品性、議会の姿勢が議会全体で問われているからであり、うやむやにしていけないと考え、要求書を提出したと答えました。

和澤議員の陳述では、農業に対する強い思いから発せられた「ばか」発言であったが、発言内容に対する批判であり、三枝議員の人格を否定する気持ちはなかったこと、しかし、三枝議員を侮辱する無礼な言葉であり、心から反省し、おわびすると述べられました。

また、和澤議員は質疑中に、三枝議員以外のほかの議員にも無礼な言葉を発したと聞くが、その真偽を問われ、言った覚えはないと答えました。

両議員への陳述、質疑後、和澤議員の発言について委員各位の意見を求め、地方自治法から見て和澤議員の発言は問題ありとの共通認識が得られました。

さらに、特別委員会の案件について、学識経験者の意見を聞き、参考とするため、委員会調査として、松本市の大手門法律事務所の吉澤裕美弁護士、信州大学経法学部学術研究院、山沖義和教授を訪ねて調査を行い、結果を委員に早期に知らせることを決めました。

また、4月5日に第4回特別委員会を開催し、地方自治法に基づく和澤議員の発言に対する処分の有無、ありとするならば、処分の種類について決定することも決めました。

次に、第4回の委員会の状況を報告いたします。

4月5日午前10時から10時37分、町議会協議会室にて第4回特別委員会を開催し、3月22

日の委員会調査報告を行った後、審査に入り、下記の処分を決定しました。傍聴者は3名でした。

委員会調査報告（要旨）です。

まず、吉澤裕美弁護士。

和澤議員の発言は、言葉だけ取ると、地方自治法第133条の侮辱発言に該当し、刑法の侮辱罪に該当し得るかもしれない。しかし、それだからといって、地方自治法に基づく処分が必要とは言えないと思う。

和澤議員の発言内容の経緯、回数、本人の反省などを踏まえ、いろんな判断があってよいと思う。

本会議で謝罪していること、1回目であることなどから、処分をしないという判断があってもよいと思う。

処分は通常、軽いところから重いところへと動く。今回は初めてなので、戒告がよいと思う。また、今度の議会運営の姿勢を示すために、戒告処分とすることもあり得ると思う。

今回は処分要求書が出されており、議会として何もしないのは、議会の立場としてはやりにくいと思う。双方の話を聞き、調査もし、戒告相当と考えたでよいのでは。

次に、山沖義和教授の見解です。

議会における懲罰は、地方自治法から議会における発言に限られるので、議会での発言のみで判断する必要がある。

和澤議員が何に対して「ばか」と言ったのかも考え、処分が重過ぎないように注意しないといけない。それを考えると、除名処分はない。また、出席停止も、和澤議員に投票した方の声を潰すことになるので、ないだろう。

今回の件がSNSでかなり流出していること、町民の厳しい目（町民感情）、三枝議員の受け止め、懲罰委員会を立ち上げたことなどを考えると、法に基づかない嚴重注意ではなく、法に基づく懲罰がないと難しいと思う。その場合、かなり証拠をそろえたセクハラ・パワハラでないと、出席停止、除名は難しい。和澤議員は既に本会議で陳謝しているので、違いを明らかにする戒告がよいと思う。

次に、和澤議員の発言は地方自治法第134条に基づき、懲罰を科す必要性があるかを全委員に意見を求めました。全委員が懲罰の必要があるとの意見であり、地方自治法第134条に基づく懲罰を科すことに決定しました。

なお、各委員の意見の要旨は下記のとおりです。

和澤議員の発言は、議員の自由な発言を妨げたので、懲罰は必要である。

和澤議員の「ばか」発言は無礼な言葉に間違いなく、処分決定したほうがよい。

和澤議員の発言は無礼な言葉であり、副議長の立場でもあるので、懲罰は必要である。

和澤議員の発言は侮辱発言であることは確かであり、副議長の立場も鑑みると、懲罰は必要である。

和澤議員の「ばか」発言は本人も認めており、委員会調査の学識経験者の意見からも懲罰が相当と感じる。また、和澤議員は副議長の立場にあるので、言葉には今後も注意していただきたい。

次に、地方自治法第135条に基づく懲罰の種類（公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名）について、各委員の意見を求めたところ、戒告4、陳謝1であり、賛成多数で戒告処分が決定しました。

なお、各委員の意見（要旨）は次のとおりです。

和澤議員の発言は、議場内ではあってはならない侮辱発言であるが、1回目であること、本人は蔑視発言をする意思がなかったことなども考慮し、戒告がよいと判断した。

今回の和澤議員の発言は、声が小さく聞こえなかったため、ユーチューブの映像で確認をした。和澤議員が定例会最終日に陳謝していること、1回目であること、「ばか」発言は三枝議員の人格を否定するものではなく、流れの中での発言であることを考慮し、戒告がよいと判断した。

今回の和澤議員の発言により、議員、議会の信用をかなり落としたことを考えると、いま一度、和澤議員から陳謝があってもよい。同じ陳謝としても言葉は違ってくるはずで、議員自身が真摯な対応をすることにより議会の信頼回復につながるため、陳謝がよいと考える。

和澤議員の発言は周りの議員には聞こえていなかったから、やじではなく、つぶやきと考える。そう考えると、処分なしとも考えられる。しかし、「ばか」発言は無礼な言辞であり、議場内の発言であることを重視し、戒告が妥当と考える。

私は初め、陳謝と考えたが、有識者2名の意見も聞き、もっともだと思った。既に議会で陳謝していること、1回目であることを考慮し、戒告にとどめればと思う。

また、戒告文の内容について慎重に審議し、次のとおり決定しました。

戒告文（案）。

和澤忠志議員は本年2月9日の3月定例会において、議案第12号「令和5年度池田町一般会計補正予算（第11号）」に関する三枝三七子議員の質疑中、無礼な言辞を用い、議会の品

位を失墜させた。このことは、議員の職分にかんがみ、まことに残念である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告とする。

令和6年4月18日、池田町議会。

以上で、懲罰特別委員明の審査結果及び経過の報告といたします。

最後に、懲罰特別委員長の見解を述べさせていただきます。

議員は、議員のそれぞれの顔が違いうように、それぞれの考え方も違うわけであります。お互いの人格を尊重し合って、論議を十分行って合意形成に努めていく、そんな議会、議員となることが、議会の信頼を高め、町政の発展にもつながると考えます。

二度とこのようなことが起こらないよう、また、議会活動のさらなる向上に努めることを期待いたします。

以上です。

議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

委員長の報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

矢口結以議員。

1番（矢口結以君） 1番の矢口結以です。

ただいまの委員長報告について、賛成の立場より討論させていただきます。

2月9日本会議場での三枝議員に対する和澤議員の「ばか」という発言は、たとえ三枝議員に対して発した言葉ではなくても、無礼な言辞であり、許されるものではありません。

また、副議長という立場でもありながら、無礼な言辞を発したことは、議会の品位を落とすもので、町民から選ばれた議員として、誠に残念で遺憾に思います。

委員会の中で、私は、改めて陳謝すべきと意見しましたが、委員だけでなく、第三者であ

る弁護士の方、大学の先生方からも御意見を伺いながら審議をしたことを踏まえ、和澤議員にはこれを真摯に受け止めていただき、議員としての態度を再度改め、信頼の回復に努めていただくことを求め、戒告という懲罰を科すことに賛成といたします。

以上です。

議長（横澤はま君） 他に討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（横澤はま君） これをもって、討論を終了します。

これより、和澤忠志議員に対する懲罰について採決を行います。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による戒告文により、和澤忠志議員に戒告の懲罰を科すこととあります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

議長（横澤はま君） 起立全員です。

したがって、和澤忠志議員に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

和澤議員の入場を求めます。

〔8番 和澤忠志君 復席〕

議長（横澤はま君） ただいまの議決に基づいて、これから和澤忠志議員に懲罰の宣告を行います。

和澤忠志議員に戒告の懲罰を科します。

これから戒告文を朗読します。和澤忠志議員は自席で起立をしてください。

和澤忠志議員は、令和6年2月9日の本会議において、議案第12号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第11号）に関する三枝三七子議員の発言中、無礼の言辞を用い、議会の品位を失墜させた。このことは、議員の職分にかんがみ、まことに残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

和澤議員は着席をしてください。

町長あいさつ

議長（横澤はま君） 町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

矢口稔町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

町長（矢口 稔君） 4月議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

提案いたしました案件につきましては、慎重に御審議、御決定をいただき、ありがとうございました。私も着任して間もなく、まだまだ不慣れな面があります。一日も早くこの職務に慣れ、皆様と共に率先して、池田町発展のために町づくりに取り組んでいく所存です。

この時期は、寒暖の差が激しい時期でもあります。議員各位におかれましては、健康には十分御留意されますことをお願いいたしまして、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

#### 閉会の宣告

議長（横澤はま君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって、令和6年4月池田町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 3時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年4月18日

議 長 横 澤 は ま

署 名 議 員 安 部 誠

署 名 議 員 山 崎 正 治